

新行政改革大綱 第3次アクションプラン「3年間の取り組み総括」調査表

1. 市民とともに歩む行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
1	1%支援制度の活用 (ボランティア・NPO課)	更なる連携・協働	ボランティア団体やNPOなど市民活動団体が実施する事業に対し、市民(個人市民税納税者)が、自ら支援したい団体を選び市に届出することにより、納めた税額の1%相当額(団体事業費の2分の1が上限)を市から団体に補助金として交付して支援するもの。納税に対する意欲を高め、市民活動団体の活動を支援し促進していく目的で実施している。	地域づくりを主体的・能動的に行う市民活動団体への支援に参加する市民(納税者)の拡大、定着化を図り、納税者意識を高めることにより、市民と行政の協働によるまちづくりの意識、及び、公的サービスの提供を適切に分担しあう官民の役割分担意識の醸成を図る。	単年度目標 ①団体支援に参加する市民(納税者)の数 10,000人を達成 ②検証	①団体支援に参加する市民(納税者)の数 10,000人の定着化 ②検証	①団体支援に参加する市民(納税者)の数 10,000人の定着化 ②制度の見直し	・平成22年度、23年度、24年度と届出人数10,000人を目標に制度を実施した。総届出数は8,000人～10,000人(有効届出数は7,000人～8,000人)で推移しており、ほぼ計画通りの目標を達成した。 ・制度の枠組みが団体補助ではなく事業補助であり、提案された事業の公益性に重点をおいてきた結果、市民活動団体の範囲を幅広く捉えてきたため、支援されている団体が、趣味的あるいは親睦的ではないか、などの課題があった。 ・制度の検証や課題の整理を行い、その結果をふまえ平成24年9月議会において条例改正を行った。支援対象となる市民活動団体の定義を見直し、団体が1事業年度内に行う全活動のうち社会貢献活動が半分以上を占める団体を支援対象とすることになった。 ・今後は、条例改正が市民活動の拡大と制度に対する市民の理解を深める機会になるものと考えている。 【財政面への影響】 <事業費> ○市民活動団体支援制度運営事業 平成22年度決算:23,355,704円 平成23年度決算:20,282,821円 平成24年度決算:24,168,000円(見込み)	24年9月に条例改正を行い、検証結果をふまえた見直しを行ったこと、また、参加市民数は、社会経済情勢など様々な要因で変化すると考えられるため、組織内部での目標に留め、新アクションプランには引き継がないこととする。	B2
		改革の視点	本プログラムでは、1%支援制度の目的の達成にむけ、市民が当該制度に一層参加を促すような周知方法や情報提供を行うとともに、これまでの実績から制度の検証に取り組みながら、1%支援制度のさらなる活用を図る。 地域的な視点 業務運営の視点	取り組み内容 ①団体支援に参加した市民(納税者)は10,061人(うち有効届出数8,893人)ほぼ、計画通りの目標を達成。 ②さらに多くの市民が参加できる仕組みとなるよう、制度の理解を深める取り組みを継続して行う。また、様々な課題を検証し、制度の更なる充実を図る。 【目標設定時】 平成21年度有効届出人数:9,110人	①団体支援に参加した市民(納税者)は10,061人(うち有効届出数8,893人)ほぼ、計画通りの目標を達成。 ②さらに多くの市民が参加できる仕組みとなるよう、制度の理解を深める取り組みを継続して行う。また、様々な課題を検証し、制度の更なる充実を図る。 ①団体支援に参加した市民(納税者)は8,344人(うち有効届出数7,390人)震災の影響があるなかで、ほぼ計画通りの目標を達成。 ②さらに多くの市民が参加できる仕組みとなるよう、制度の理解を深める取り組みを継続して行う。また、様々な課題を検証し、制度の更なる充実を図る。 ①団体支援に参加した市民(納税者)は9,019人(うち有効届出数7,930人)ほぼ計画通りの目標を達成。 ②これまでの制度の検証結果をふまえ、平成24年9月議会において条例改正を行い、制度の見直しを行った。					

- 「プログラム達成評価の凡例」
- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
 - A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
 - B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
 - B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
 - C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
 - C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
 - D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

1. 市民とともに歩む行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
2	広報紙、Web サイト等各広 報媒体の活用 (広報広聴 課)	情報の共有 化による市 政参加・意見 聴取	市民参加の行政 運営には情報の共 有化が不可欠であり、市では広報紙の 発行やCATV広報番 組、公式Webサイト の運営等を行っているが、現状では媒体 ごとに個別に情報発 信している。 また新聞未購読世 帯の増加やIT弱者 など、市政情報に接 していない市民も多い。 そこで、各広報媒体 の特性と市民 ニーズを勘案した広 報活動を、適切かつ 一体的に展開して 情報格差の解消に 努める。 また、行政側から の一方的な発信で はなく、施策の周知 と平行して、施策に 対する意見を市民 から引き出すことを 主眼に置いた戦略 的な広報活動を展 開していく。	各広報媒体 の一括的な 運営と広聴 活動と一体と なった戦略 的な広報活 動の実施。	単年度目 標	①各媒体の評価 と整理統合、及 び質の向上に向 けた検討。 ②試行、検証	①検 証 ②実 施	①検 証 ②実 施	ICT弱者や、視聴覚障害者、新聞未 購読世帯の方々など、多様化している 市民ニーズに対応するために、既存の 媒体の機能向上を図り、かつ情報発 信の多チャンネル化を推進した。SNS による情報発信を開始したことで、メ ール情報配信サービスの登録者数が5 万人近くまで増え、双方向性のある フェイスブックの登録者数が2,000人 を超え、また、ツイッターのフォロワー は約6,000人になるなど、成果が上が っている。今後は、広く普及しているスマ ートフォンやタブレット端末に対応したモ バイルサイトの構築が課題となっており、 積極的な情報発信の推進の観点 から、機能の充実を図っていく。	23年度からツ イッターの運用 を、24年度から フェイスブックの 活用をそれぞれ 開始しており、し ばらくはこれら SNSの運用管理 が中心となるこ とから、新アク ションプランには 引き継がないこ ととする。	A2
		改革の視点			地域的な視 点 情報政策的 な視点 業務運営の 視点	取 り 組 み 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式Webサイト、広報紙等の紙媒体、CATV等の映像媒体の補完関係を構築した。 ・広報紙を中心に、WebとCATVに誘導・活用を図った。 ・市長目安箱の提案募集・結果の公表、e-モニター・メール情報配信サービスの登録者募集等、情報提供と市民意見収集を連携させて、市民に開かれた広報・広聴活動を展開した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の教訓により、ICT弱者・視聴覚障害者・新聞未購読世帯等への情報提供と、市民意見収集の重要性が再認識された。 ・これらのことから、広報紙・CATV広報番組・公式Webサイト等の各媒体とSNSサービスの一環であるツイッターを融合させて、情報発信の多チャンネル化を進め、情報の質の向上を図った。 			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

1. 市民とともに歩む行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
3	e-モニター 制度、市民 ニーズ等各 広聴システム の活用 《市長目安 箱》 (広報広聴 課)	情報の共有 化による市 政参加・意見 聴取	市民参加の行政 運営には市民意見 の収集と分析、施策 への反映、施策実 施後の意見収集と いう一連の広聴活 動が不可欠である。 市では、ICTを使っ た簡易アンケートの e-モニター制度や メールによる市民 ニーズシステム、手 紙等による市政提 言等により市民の意 見を収集している が、現状では各部署 が独自に意見を収 集・分析し、施策に 反映させている状況 である。 そこで、意見収集 方法のさらなる工夫 を検討するととも に、各広聴業務によ り収集した意見の一 体的な管理と分析、 施策への反映と公 表といった一連の運 用ルールをつくり、 市民参加を促進す る広聴活動を展開し ていく。	《市長目安 箱》 市民意見 の収集・分 析・施策反 映・公表ま での一連の 広聴活動に ついて、運用 ルールをつ くり、市民に積 極的に公表 していく。	①各媒体の評価 とルールの策 定。 ②試行、検証	①検証 ②実施	①検証 ②実施	事業を開始した平成22年度は360 件、23年度は319件、24年度は3月末 までに240件の投稿をいただいでい るが、提案はごく少なく、要望や意見等 が圧倒的に多い。それらは市民のニ ーズとして把握することができ、対応して いるものもあるが、提案をいただける ように、投稿受付について検討する必 要がある。また、市長目安箱に投稿さ れる提案以外の要望・意見・苦情や、 移動市長室のテーマとして頂く意見・ 要望についても、迅速にまた的確に処 理し、施策に反映できるようにしてい く必要がある。	市長目安箱に ついては、今後 は内部の運用 管理に関する計 画となることか ら、新アクション プランには引き 継がないことと する。	B2
		改革の視点			↓	↓	↓			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

1. 市民とともに歩む行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
3	e-モニター 制度、市民 ニーズ等各 広聴システ ムの活用 《e-モニ ター制度・市 民ニーズ等 》(情報政策 課)	情報の共有 化による市 政参加・意見 聴取	市民参加の行政 運営には市民意見 の収集と分析、施策 への反映、施策実 施後の意見収集と いう一連の広聴活 動が不可欠である。 市では、ICTを使っ た簡易アンケートの e-モニター制度や メールによる市民 ニーズシステム、手 紙等による市政提 言等により市民の意 見を収集している が、現状では各部 署が独自に意見を 収集・分析し、施 策に反映させてい る状況である。 そこで、意見収集 方法のさらなる工 夫を検討するとと もに、各広聴業務 により収集した意 見の一体的な管 理と分析、施策 への反映と公表 といった一連の 運用ルールをつ くり、市民参加 を促進する広聴 活動を展開して いく。	《e-モニ ター制度・市 民ニーズ等 》 市民意見 の収集・分 析・施策反 映・公表ま での一連の 広聴活動に ついて、運 用ルールを つくり、市 民に積極 的に公表 していく。	単 年 度 目 標	①各媒体の評 価とルール の策定。 ②試行、検 証	①検証 ②実施	①検証 ②実施	広聴機能を強化していくためには、e-モニター制度、市民ニーズシステムを運用し、市民意向把握に努め、その実績から必要に応じて分析を行い施策に反映できるよう取り組むことが重要であり、これまで積極的に取り組んできた。 今後も「市民発の行政」を推進していく上では、広聴機能の充実のため、e-モニター制度、市民ニーズシステムの運用を継続して実施していくとともに、必要に応じた分析と施策への反映を進めるほか、結果公表についても検討していく。 【財政面への影響】 ＜事業費＞ ○e-モニターシステムASP使用料 平成22年度決算 5,144,832円 平成23年度決算 5,075,280円 平成24年度決算 4,755,660円(見込)	e-モニター制 度・市民ニーズ については、市 民意見収集ツ ールとして定着 したことから、 新アクション プランには引き 継がないこと とする。	B2
		改革の視点	地域的な視 点 情報政策的 な視点 業務運営の 視点	取り 組 み 内 容	↓	↓	↓	e-モニター制 度は21件のア ンケートを実 施し、平均回 答率43.9% 、会員数53 08名。市民 ニーズシステ ムでは、293 4件の投稿が あった。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
4	定員管理の 適正化 (行財政改革 推進課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	平成10年10月に 定員適正化計画 を策定し、これま でに3回の計画、 12年にわたり定員 適正化に取り組ん できた。その結 果、平成10年度 4,073人に対し、平 成22年度までに 3,375人と職員698 人の減、職員人件 費42億円の減とな り、「1つの区切り」 をつけた。 平成22年4月2日 以降は、第2次定 員適正化計画の フォーアッとして、 計画未達成の 解消を目標に定員 管理を行う。 また平成23年度 以降も、市川市が 定員関係を抱える 課題を整理したう えで、今後も効率 的かつ効果的な 行政運営を行うた めに、定員適正化 に取り組む必要が あるものである。	定員管理の 適正化	単 年 度 目 標	①今後の定員管理 のあり方の検証及 び策定準備	①第3次定員適正 化計画に基づく定 員管理の実施 ②国等の動向や市 の状況を注視	①第3次定員適正 化計画に基づく定 員管理の実施 ②国等の動向や市 の状況を注視 ③平成25年度～の 計画の策定準備	①第3次定員適正化計画の達成状況 2年間の目標値60人削減に対し、削減 数は53人となり、達成率は88.3%で あった。 7人の未達成理由は、地方分権に関わる 「第2次一括法」が成立したことによる権限 移譲事務の増や、東日本大震災の影響 (危機管理機能の強化や、庁舎整備)、新 たに住環境整備課を設置したことなどで ある。 ②平成25年度以降の定員適正化に関す る計画について 本市を取り巻く現状として、 ・25・26年度の2年間で、総合的な人事給 与制度改革、組織体制の見直しを進める ・今後、地方分権改革の動向によっては自 治体の業務量増の可能性がある ・年金支給開始年齢の引き上げに伴う高 齢期雇用問題(再任用制度の拡充への対 応)などの様々な動き(=不確定要素)が あり、これらの動向が今後の定員管理の あり方に大きく影響してくるものと考えら れる。よって、引き続きこれらの動向を見極 めた上で、平成25年度中に新たな定員管 理の方針を決定することとなった。	本アクション プランでは定員適 正化計画の進 行管理を主題と していたが、新 アクションプラン 「No.29 定員適 正化の推進」で はこれに加えて 多様な職員の雇 用形態、特に増 え続ける非常勤 職員と今後見込 まれる再任用職 員の増加、正規 職員の歪な年齢 構成の解消など、 新たな課題 解決に向けた取 組みを行う。	B1
		改 革 の 視 点	取 り 組 み 内 容		①市が抱える課題 「歪な年齢構成」「再 任用職場の確保」 「高齢期雇用問題」 「地方分権改革によ る業務量増の可能 性」を踏まえた上で、 今後の基本方針を 定め、 平成23、24年度の2 年間で計画期間と し、削減目標値を60 人とする第3次定員 適正化計画を策定し た。	①②平成23年度は、 第3次定員適正化計 画の初年度として、 同計画に定める基本 方針に留意して定員 適正化に取り組ん だ。 その結果、平成24 年4月1日までに、24 人の削減、適正化計 画達成率は40%(1 年間に30人減の計 画であったため、単 年度達成率は80%) となった。 また、次期定員適 正化計画について は、現在の地方自治 体を取り巻く流動的 要因の影響を見極め つつ、引き続き策定 の検討を進めること とした。	①第3次定員適正化 計画の平成25年度 計画目標値である年 30人の削減に対し、 削減数は29人とな り、単年度達成率は 96.7%であった。ま た、計画期間中の目 標値60人削減に対 し、削減数は53人 となり、達成率は 88.3%となった。 ②③本市を取り巻く 現状と課題の整理を 進め、取り組み総括 にあるとおり、引き 続き本市を取り巻く 様々な動向を見極め た上で、平成25年度 中に新たな定員管理 の方針を決定するこ ととなった。	【財政面への影響】 ＜財政効果(額)＞ 対平成10年度 定員適正化推進による人 件費削減効果額(決算ベース) ・平成22年度 9.5億円 ・平成23年度 8.0億円			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
5	給料表の水 準の点検 (職員課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	職員の給料表については、国から常に国家公務員の給料表の水準に合わせるよう指導されている。その際にはラスパイレース指数により比較されるが、国家公務員を100とした場合の本市のラスパイレース指数は平成21年4月1日現在で103.6であり、県内3位である。	ラスパイレース指数を100に近づける。	単年度目標	①各年度の指数の変動状況を分析、原因調査、対応 ②職員組合との協議	①各年度の指数の変動状況を分析、原因調査、対応 ②職員組合との協議	①原因調査結果の検証 ②適正化策の検討、立案 ③職員組合との協議	<p>・人事院勧告に準拠した給与改定を実施してきたところであるが、平成24年4月1日現在の本市のラスパイレース指数は112.4(臨時特例法に基づく国の給与削減措置後)で県内3位(給与削減措置前103.9で県内2位)の水準にある。</p> <p>・国の職員構成の変動等により数値が変わるため、ラスパイレース指数自体に不確定要素があるが、本市における要因も多岐にわたっていると考えられることから、新アクションプランに引き継ぐ形で、今後2年間で給料表の抜本的見直し等、人事給与制度を総体的に見直し、当面の目標として、ラスパイレース指数102.0(臨時特例法に基づく国の給与削減前)を目指すこととする。</p> <p>【財政面への影響】</p> <p><財政効果(額)> 約216,000,000円 ※ただし、平成25年1月1日以降の昇給抑制及び平成25年4月1日より実施する管理職給料2%削減による単年度分の影響額</p>	本アクションプランの内容を新アクションプラン「No.26 給与水準の適正化」に引き継ぎ、具体的な課題解決に取り組みながら、27年度末までに適正化を実施する。	C1
		改革の視点	このため、給料表の水準を再点検するとともに、今後の退職者の増加による指数への影響や定期昇給の調整の要否などについて点検していく必要がある。	【目標設定時】 平成21年度ラスパイレース指数: 103.6		取り 組み 内容	<p>・本市と国や他の地方公共団体の人事・給与制度を比較し、ラスパイレース指数が上昇した原因を調査・研究した。</p> <p>・人事院勧告に準拠した給与改定を実施してきているが、平成22年4月1日現在でラスパイレース指数104.0(県内順位1位)、平成23年4月1日現在でラスパイレース指数103.8(県内順位3位)という水準で推移している。</p> <p>・平成25年1月1日以降の昇給を抑制するとともに平成25年4月1日より2年間、管理職給料を2%減額する独自削減措置を実施した。併せて、この措置により一時的にラスパイレース指数を抑制している間に、今後2年間で人事給与制度改革を行い、給与制度を抜本的に見直すこととなった。</p>				

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
6	特殊勤務手当等諸手当の見直し (職員課)	(持続力・安定) 財政基盤の構築	特殊勤務手当は、本来、同一の給料表の適用を受ける職員間で、その職務内容や職種の違いによる差を給料につけるための制度であったと考えられるが、現在では民間と比較し、特殊性がないとの指摘を受けている。	全ての特殊勤務手当について、再度その必要性の点検を行い、見直し、整理を行う。	①内容の点検と検討 ②職員組合との継続的協議 ③随時見直し	①内容の点検と検討 ②職員組合との継続的協議 ③随時見直し	①内容の点検と検討 ②職員組合との継続的協議 ③随時見直し	・当初35種類あった特殊勤務手当を28種類まで縮小することができた。 ・今後は、現行28種類の手当のうち、特殊性がうすい手当を中心に、他市の状況を勘案しながら検討を続け、職員組合と継続的に協議していく必要がある。 ・当初35種類あった特殊勤務手当を28種類まで縮小することができた。 ・今後は、現行28種類の手当のうち、特殊性がうすい手当を中心に、他市の状況を勘案しながら検討を続け、職員組合と継続的に協議していく必要がある。 【財政面への影響】 <財政効果(額)> 28,114,000円 ※ただし7種類の手当を廃止したことによる単年度分の影響額	給与等の総合的な見直しにあたり、新アクションプランでは給与水準の適正化に取り組むこととし、特殊勤務手当については、引き続き見直しを行うが、所管の取り組みとするに留め、新アクションプランには引き継がないこととする。	B2
		改革の視点	このことから、市民の理解が得られる内容とするため、全手当について改めて点検を行い、真に必要とされる手当内容に改正する必要がある。	取り 組 み 内 容	・35種類あった特殊勤務手当のうち7種類の手当を廃止(うち4種類の手当については22年度～23年度の2年間の経過措置を設定)して28種類とした。また、7種類の特殊勤務手当を月額支給から日額支給へと変更した。	・平成22年度に廃止した7種類の特殊勤務手当のうち経過措置を設定した4種類の手当の支給が経過措置期間の終了に伴い平成23年度末をもって支給が打ち切られた。	・現行28種類の特殊勤務手当について、さらなる点検と見直しを必要はあるが、給料水準の適正化に優先して取り組んだため、職員組合との協議には至らなかった。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D ... プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
7	技能労務職員の給与水準の見直し (職員課)	(持続力・安定) 財政基盤の構築	自動車運転手、清掃職員、用務員、給食調理員などの技能労務職員については、その職務内容が民間の同種の従業員と同様であるにもかかわらず、給与が高額であるとの指摘を受けている。	給料表、諸手当について、国の技能労務職員の水準に近づけるよう見直しを行う。	①国及び類似団体の給与状況の把握と分析 ②職員組合との協議及び見直し	①国及び類似団体の給与状況の把握と分析 ②職員組合との協議及び見直し	①職員組合との協議 ②継続的見直し	・行財政改革推進課、人事課、職員課、所管課及び職員組合で実施している「現業職員のあり方検討会」の報告書を取りまとめているところであるが、その中で示される本市技能労務職の将来像や必要性を参考にしつつ、今後2年間で実施される人事給与制度改革の中で国の技能労務職の水準に近づけるよう抜本的な見直しを行い、本市技能労務職の給与水準の適正化を図っていくこととする。	技能労務職の給与水準については、一般職と同様に今後2年間で行う人事給与制度改革の中で総体的に見直しを図るため、新アクションプランでは「No.26 給与水準の適正化」に引き継ぐこととする。	C1
		改革の視点	人的な視点 財政的な視点 業務運営の視点	市川市を始め各地方公共団体は、これまでに「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針」を策定し、見直しに向けた方向性を示したところであるが、今後、この取り組み方針の実行に向け、具体的な方策を講じていく必要がある。	単年度目標	↓	↓			
				取り組み内容	・本市と国や他の地方公共団体の技能労務職の給与水準について比較し、本市の技能労務職の給与水準が高い要因を調査・研究した。 ・人事院勧告に準拠した給与改定を行うとともに、特殊勤務手当35種類中7種類の手当を廃止した。	・行財政改革推進課、人事課、職員課、所管課及び職員組合で実施している「現業職員のあり方検討会」の中で、現業職場の必要性を精査・厳選した上で、職を存続させたとしても、国家公務員の給与水準を大きく上回る本市の技能労務職員の給与水準を適正化しない限り、将来にわたる正規職員の採用は困難である旨、職員組合に意思表示した。	・今後2年間で行う人事給与制度改革の中で、国家公務員の給与水準を上回る本市の技能労務職の給与水準についても一般職と同様に、給与制度を抜本的に見直し、給与水準の適正化を図っていくこととした。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
8	市税収納率の向上 (納税・債権管理課)	(持続力・安定) 財政基盤の構築	昨今の経済情勢などの悪化が企業業績や雇用に影響し、税収が落ち込むことが予想される。一方で、納税が困難な低所得者の方々への配慮と、納税資力があるにもかかわらず納税しない悪質滞納者を見極める必要がある。税負担の公平性と徴収の効率性を保ちつつ、収納嘱託員の即応性を活かした効率的な訪問徴収、及び公売対象物件の抽出を強化し、市税収納率の維持向上に努める。	景気悪化により収入が減っており、納税環境は急速に悪化している。滞納者に対する臨機応変で柔軟な収納対策を講じること	単年度目標 ・市税収納率 91.0%	・市税収納率 92.6%	・市税収納率 92.8%	納税意思のない滞納者に対して厳正なる滞納処分を実施するとともに、現年分滞納者への納税指導の早期着手を行うため、組織体制を大幅に見直したこと、さらには、催告書等をコンビニ納付対応にする等、納税環境の整備を図ったことなどから、平成24年度市税収納率(見込)は93.8%となり、目標値を大きく上回る取り組み結果を残すことが出来た。今後もさらに収納率の向上が図れるような体制を構築していく。	引き続き新アクションプラン「No.9 負担の公平性の確保(市税)」において、現年分、滞納繰越分それぞれにこれまでよりも高い目標を設定し取り組むとともに、「No.11 収納環境の整備」において、市民のニーズや時代に即した納税環境の整備を進める。	A1
		改革の視点	税負担の公平性と徴収の効率性を保ちつつ、収納嘱託員の即応性を活かした効率的な訪問徴収、及び公売対象物件の抽出を強化し、市税収納率の維持向上に努める。また、収納面においては、コンビニ納付、電子納付などの更なる整備を図るなど収納率の向上を目指す。	滞納者に対する臨機応変で柔軟な収納対策を講じること	↓	↓	↓			
		地域的な視点 情報政策的な視点 業務運営の視点	【目標設定時】 平成20年度市税収納率: 92.1%	取り組み内容	・市税収納率 92.7%	・市税収納率 93.2%	・市税収納率 (見込) 93.8%			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価		
					22年度	23年度	24年度					
9	公債費の抑制 (財政課)	(持続力・安定) 財政基盤の構築	将来債務を累増させない範囲で市債の有効活用が図れるよう、現債額、償還額に留意した市債発行を行なう。 地方債協議制における判断基準であり、財政健全化法における健全化判断比率でもある	交付税算入額を控除しない実質公債費比率を15%未満に抑制する。	単年度目標	・交付税算入額を控除しない実質公債費比率 15%未満	・交付税算入額を控除しない実質公債費比率 15%未満	・交付税算入額を控除しない実質公債費比率 15%未満	<p>・実質公債比率の数値が本市の公債費負担の実体を必ずしも表していないことから、実質公債費率の分母・分子に基準財政需要額を加算して算出した「交付税算入額を控除しない実質公債費率(単年度)」を公債費管理のための本市独自の指標として採用した。</p> <p>・目標値は、地方債協議制において健全段階とされている18%未満よりもさらに厳しい15%未満とした。</p>	平成22年度、23年度決算及び平成24年度決算見込みとも目標を達成できているため、新アクションプランには引き継がないこととする。	A2	
		改革の視点	【目標改定時】 平成22年度(決算)交付税算入額を控除しない実質公債費比率(単年度): 11.9%	↓	↓	↓	<p>・達成状況 11.9%</p> <p>・達成状況 11.7%</p> <p>・成果 前年度とほぼ横ばい</p> <p>・達成状況 11.3% (24年度決算見込み)</p> <p>・成果 前年度とほぼ横ばい</p>	<p>・22年度決算: 11.9%、23年度決算: 11.7%、24年度決算見込み: 11.3%となり、目標を達成することができた。</p> <p>・今後も本市の財政力を計りつつ、市債発行額及び公債費負担額について留意していくこととする。</p>				
		財政的な視点	地方債協議制における判断基準であり、財政健全化法における健全化判断比率でもある 実質公債費比率について、国基準(早期健全化基準25%、財政再生基準35%)を上回る目標値を設定し、公債費の抑制を図る。		取り組み内容							

《プログラム達成評価の凡例》

- A1... 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2... 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D ... プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
10	経常収支比率の数値目標の設定 (財政課)	(持続力・安定) 財政基盤の構築	世界的景気の低迷や扶助費の増大等により指数の悪化が見込まれる経常収支比率について、長期的な数値目標を設定し、財政規律の保持及び学校等耐震化、道路・公園の整備費などの財源確保に努める。	経常収支比率を87%台に回復する。	単年度目標	・経常収支比率 85%以内	・経常収支比率 87%台	・経常収支比率 87%台	<p>・歳入面では、市税等の収納率向上や広告料収入の獲得により増収に努める一方、歳出面では施設維持管理経費をはじめとする内部管理経費の徹底した見直しなどにより経費縮減の取り組みを行ったが、景気低迷により市税収入が伸び悩む中、生活保護費等の扶助費が増加するなど、取り組みの成果を超える厳しい社会情勢の影響を受け、指数の改善を図られるまでに至らなかった。</p> <p>・今後は、新アクションプランに掲げられた各項目の推進により、経常収支比率の改善を目指していく。</p>	<p>経常収支比率については、行財政改革全体の取り組み結果により改善されるものであるため、新アクションプランでは個別のプログラムとして設定しない。</p>	C2
		改革の視点				【目標設定時】 平成22年度(当初予算) 経常収支比率:92.9%	【目標改定時】 平成22年度(決算) 経常収支比率:90.9%	↓			
		財政的な視点			取り組み内容	・22年度決算 90.9%	・23年度決算 92.1%	・24年度当初予算 94.4%			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
11	基金現在高 の数値目標 の設定 I (財政課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	急激な収入減や 支出増など、年度 間における財源の 不均衡を調整する こと、また、予備費 では対応できない 大災害などの不測 の事態に対応でき る安定した財政基 盤を整えるため、 100億円の基金残 高を目指すにあたり 25年度末残高を 80億円とする。	財政調整 基金の25年 度末残高を 80億円とす る。	単 年 度 目 標	・25年度末残高 80億円に向けて 積立又は維持	・25年度末残高 80億円に向けて 積立又は維持	・25年度末残高 80億円に向けて 積立又は維持	・22年度末残高 8,105,093千円 ・23年度末残高 8,118,237千円 ・24年度末残高(見込み)7,570,724千円 ・24年度は23年度決算剰余金からの 積立1,176,000千円を含め、1,199,828 千円の積み立てを見込む一方、財政 調整基金繰入金は1,747,341千円を見 込んでおり、年度末残高は7,570,724千 円となる見込みであるが、概ね80億円 の残高は維持できている。	新アクションプ ラン「No.12 基金 の積立(財政調 整基金)」に引き 継ぎ、年度末残 高50億円以上を 目指す。	B1
		改革の視点	【目標設定 時】 平成21年度 末 財政調整基 金:67.4億円	取 り 組 み 内 容	・22年度末残高 は8,105,093千 円。 ・22年度は 1,362,164千円残 高を純増させた。 ・残高を13億円余 り増加させたこと は、財政基盤の 強化に寄与する ものである。	・23年度末残高 は8,118,237千 円。 ・残高80億円台を 維持しており、 100億円へ向けた 基盤ができてい る。	・24年度末残高 見込は7,570,724 千円。 ・24年3月に改正 した、財政調整基 金の設置、管理 及び処分に関す る条例に基づき、 23年度決算剰余 金から1,176,000 千円を積み立 て、財政規律を 高めた。	・今後も予算編成時には歳出の削減 及び歳入の確保に努め、執行時には 不用額の減額補正等による財源の捻 出により財政調整基金繰入金の抑制 に努めるとともに、決算剰余金の2分 の1以上を積み立てることで、更なる積 立に努める。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
12	基金現在高 の設定Ⅱ (財政課) (職員課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	職員の大量退職 等に伴う退職給与 費の負担増を考 慮し、各年度にお ける負担の平準化 を図るため、退職 者数がピークとな る平成27年度の 前年度から基金の 活用(取り崩し)が 行えるよう、55億6 千万円を目途とし て、退職手当基金 に毎年度3億円程 度の積み立てを行 う。	退職手当基 金の4年間の 積立額(純増 額)を12億円 とする。	単 年 度 目 標	・目標:3億円	・目標:3億円	・目標:3億円	・平成22年度から平成24年度の3か年 度で、目標額である12億円の積み立て を達成することができた。 ・しかし、当初計画より1年前倒した 形で、平成25年度当初予算において、 退職手当基金からの10億円の繰入金 を計上している。 ・退職手当条例の改正に伴い、平成25 年度以降は段階的に退職手当の支給 率が引下げられることとなったが、退 職者数の増加に伴い、退職手当の財 源確保には引き続き予断を許されない 状況が続くと思われるため、今後も計 画的に基金の運用管理を行っていく必 要がある。 【積立実績】 ・平成22年度基金積立額 711,376,244円 ・平成23年度基金積立額 13,484,598円 ・平成24年度基金積立額 509,245,868円 合計 1,234,106,710円 平成24年度末基金現在高 5,820,907,234円	24年度で5億 円の積み立てを 行い、目標達成 となる見込みで あることから、新 アクションプラン には引き継がな いこととする。	A2
		改革の視点				【目標設定 時】平成21年 度末 (見込み) 退職手当基 金:45.8億円	↓	↓			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
13	使用料手数料 の見直し (財政課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	応益性、公平性の 観点から適切な額 の設定がなされて いるか、概ね3年 毎に調査・検証を 行い、社会経済情 勢等に見合った使 用料・手数料額の 保持を図る。	使用料条 例、手数料 条例の規定 サイクルに 基づき、平成 24年度に前 年度決算に 基づくコスト 計算、他市 類似施設と の料金体系 の把握調査 を行う。	単 年 度 目 標	(21年度に見直し 実施済) ・調査、検証	(21年度に見直し 実施済) ・調査、検証	(21年度に見直し 実施済) ・調査、検証	・22年、23年度と調査・検証を行い、見 直しの方向性を検討した結果、まず策 定から10年以上が経過している現行 の使用料・手数料算出基準を改めたう えで、使用料・手数料額の見直しを行 うこととした。 ・24年度の見直し作業においては、基 準の見直しを進めたが、使用料・手 数料額自体の見直しについては消費税 増税に伴う影響も考慮し、新アクション プランに引継ぎ、その計画に沿って見 直しを進めることとした。 ・使用料及び手数料(歳入額) 22年度決算額 3,581,545,096円 23年度決算額 3,653,000,076円 24年度当初予算額 3,708,134,000円	新アクションプ ラン「No.14 使用 料・手数料の見 直し」に引き継 ぎ、計画どおり に見直しを進め る。	B1
		改 革 の 視 点			取 り 組 み 内 容	21年度の見直し 結果を踏まえ、今 後の課題等を抽 出し、次回見直し の方向性につい て検討した。	前年度に引き続 き、次回見直しに ついての検討を 行った。	調査、検証結果 を基に、使用料・ 手数料を算出す 際の基準の見 直し作業を進め た。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1… 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2… 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1… 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2… 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1… 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2… 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D … プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン「3年間の取り組み総括」調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
14	民間委託等の 推進 (行財政改革 推進課)	(持続力・安定) 財政基盤の 構築	本市では、時代の ニーズにあった業務 運営を進め、最小の コストで最大のサー ビスを実現し一層の 市民満足度の向上 を図るため、従来より「アウトソーシング 基準(平成16年12月 3日)」において、民間委託等について 積極的に進めてきたところである。 今後も、公共サービスを「公でなければ できない業務」、「公で行うことが望ましい 業務」、「公共サービスであっても民でも できる業務」という区分により、民間委託 等を推進していくものである。 本プログラムにより、持続力ある安定した 財政基盤の構築に取り組み、「変化に対応 できる行政運営」を実現する。	業務委託、 指定管理者 制度、NPO 等との協働 などの推進	単 年 度 目 標	民間委託等の検 証	民間委託等の検 証	計画の策定準備	・「業務改善計画」をもとに民間委託等 を推進してきたが、民間委託化したこと による技術や知識の伝承、再任用職員 数の増加、受託業者の入れ替わり等 による業務継続性など、いくつかの 課題も散見されるようになった。 ・本プログラムによって見出された課題 を踏まえ、新アクションプランにおいて は、コストばかりでなくサービスや業務 の継続性なども十分に勘案した民間 委託の推進のあり方を模索していき たいと考える。	新アクション プラン「No.4 アウト ソースの活用」 に引き継ぎ、民間 委託や協働など、 幅広い観点から各 事業・各業務への アウトソーシングの 検討を行う。また、 これまでにアウト ソーシングされて いる業務についても 適宜分析をかけ、 業務の最適化を図 る。	B1
		改 革 の 視 点			↓	↓	↓	・平成16年度に 策定された「業務 改善計画」に記載 されている業務や 施設の、業務改善 に向けた取組状況 は、計画どおりに 民間委託化、指定 管理者移行等が 実施されたのが 66%、計画内容を 変更して実施した のが7%、計画を 大幅に修正したり 断念したのが12% 、計画未達成が 15%であった。			

「プログラム達成評価の凡例」

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
15	各部の効率的な行政運営 (行財政改革推進課)	組織の経営機能強化	本市ではこれまでも、各部を自立的な経営体と見なし、効率的な行政運営に取り組むことで、組織の経営機能強化に取り組むとともに、行政を利用する側の利便性の向上につとめてきている。	各部の効率的な行政運営の確立	組織機構及び各組織における運営等の検証	組織機構及び各組織における運営等の検証・実践	組織機構及び各組織における運営等の検証・実践	・近年多様化する市民ニーズや東日本大震災への対応など、本市が直面する様々な変化・課題等に対し、各部が効率的に行政運営に取り組めるよう、積極的に組織体制の整備を行ってきた。しかしその一方で、過度の庁内分権と組織体制の細分化がなされているとの指摘もあり、今後の組織体制構築に関する課題となっている。	本プログラムについては、新アクションプラン「No.28 効率的な組織体制の構築」に引き継ぎ、「各部の効率的な行政運営」について、スタッフ制、庁内分権等の検証を進めるものとし、より効率的な組織体制の構築を目指すものとする。	B1
		改革の視点	今後も庁内分権を進め、日常業務や市川市政全体の方向性の中から、業務フロー等を見直し、適切に改善につとめながら、各部の効率的な行政運営の構築を図り、「変化に対応できる行政運営」を実現するものである。		取り組み内容	・平成23年度の組織改正にあたっては、近年の社会経済情勢を大変厳しい財政状況の背景を考慮し、また市民から指摘のあったわかりづらい名称の改善という課題を解決するために、経済部の設置や担当組織改善等を行った。	・平成23年3月11日に発生した東日本大震災、その後の放射能問題に対応するため市長直轄の部相当組織である危機管理室や放射能対策担当室(その後放射能対策課)の設置など、市民ニーズや重点施策の確実な推進に向けた取り組みを実施した。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D ... プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
16	市政戦略会議への諮問・ 答申 (行財政改革 推進課)	組織の経営 機能強化	市政戦略会議を 設置し、行財政改 革を含め、事業仕 分けの実施や新 たな市民サービス の開始に対する助 言・提言を行って いただくことによ り、本市の行政機 能・役割の検証と 新たな価値の創造 を目指していく。	市政戦略会 議の設置及 び運用	単 年 度 目 標	①市政戦略会議 の設置、運用	①市政戦略会議 の運用 (諮問、答申、建 議)	①市政戦略会議 の運用 (諮問、答申、建 議) ②第2期市政戦 略会議の設置準 備	<p>・「市川市市政戦略会議設置条例」を 平成22年10月1日に施行し、市川市 市政戦略会議を発足させた。</p> <p>・市長からの諮問に対する答申の中 で、特に「事業仕分け」、「施設のあり 方について」は、答申に盛り込まれた 事務改善等について時間を置かず に取り組んでおり、市民の意向を迅速 に行政運営に反映させることに繋がっ ている。</p> <p>・平成24年10月に発足した第2期市政 戦略会議においては、次期大綱である 「行財政改革大綱」についての答申を 頂き、市民や有識者の意見を踏まえ た大綱の策定に至った。</p> <p>・今後も「有識者や市民の視点」から の多角的な審議・答申を頂き、行政の 「組織としての経営機能強化」の一翼 となっていただけのように、工夫してい きたい。</p> <p>【財政面への影響】 ＜事業費＞ ○市政戦略会議委員報酬費 平成22年度決算：1,501,500円 平成23年度決算：1,556,100円 平成24年度決算：1,500,000円(見込 み)</p>	本アクション プランで諮問機関 として定着を図 ることができた ため、次年度以 降は通常業務 の中で会議の運 用を行うことと し、新アクション プランには移行 しない。	A2
		改 革 の 視 点			取 り 組 み 内 容	①市政戦略会議 を設置し、運用を 開始した。	①平成22年、4つ の諮問 ・「市民と直接接 する市の窓口のあり 方について」 ・「施設のあり方 について」 ・「市民との協働に よる行政サービス について」 ・「事業仕分け」 を実施し、平成23 年度末までに3つ の答申を頂き、行 政運営に反映させ ている。	①4つの諮問の最 後、 ・「市民との協働に よる行政サービスに ついて」 の答申を頂いた。答 申内容は「行財政 改革大綱」における 協働の推進に反映 させていく。 ②平成24年10月、 第2期市政戦略会 議を設置し、運用を 開始するとともに、 諮問、 ・「行財政改革大綱 について」 を実施し、答申を頂 いた。答申を踏ま え、平成25年3月19 日に「行財政改革大 綱」を策定した。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
17	外郭団体へ の関与の見 直し	組織の経営 機能強化	本市では、市の直営 では十分に市民ニー ズに対応しきれない公 益性の高い業務につ いて、公社、財団法人 等の外郭団体を設立 し、その業務を担わせ ることで、市と密接に 連携しながら、民間で あることの柔軟性、機 動性を生かしたより質 の高い公共サービス を提供することに努め てきている。	関与の見直 しに伴う外郭 団体の評価 サイクルの 構築	外郭団体経営見 直し指針の施行	外郭団体経営見 直し指針の運用	外郭団体経営見 直し指針の運用	①市の関与のあり方 外郭団体に対する人的支援について は、3年間かけて全員(8人)を引き上 げ、市からの独立性を確保することが できた。 ②市民への情報開示 各外郭団体の経営状況及び事業内容 を、市民にわかりやすいように同じ形 式で、情報開示した。具体的には、決 算毎に「外郭団体 経営状況シート」を 作成し、市公式Webサイトで公開した。 ③新公益法人への移行 移行期限内(平成25年11月30日)に、す べての対象外郭団体の移行を完了す ることができた。 その結果、本市の外郭団体数は6団 体となった。	指針は25年度 までとしている が、各団体は、 それぞれ設立目 的、経緯等が異 なるため、課の 通常業務として 今後も継続的に 見直しの取り組 みを進めてい く。	B2
		改革の視点	今後も厳しい財政状 況や社会情勢の変化 に的確に対応していく ため、本市及び市と密 接に連携しながら公 共サービスを提供して いる外郭団体を含め て、業務運営の見直し を図る必要が生じてき ている。 本プログラムでは、 市側、団体側の双方 から経営改善に対す る具体的な目標を提 示し、中期の計画を立て外郭団体の経営強 化に努めるとともに、 本市の団体への関与 も見直し、双方の経営 機能強化を実現する ものである。		取り組み内容	平成22年1月に、 外郭団体見直し 指針を施行させ た。 新公益法人制度 施行に伴い、本市 対象外郭5団体 のうち、福祉公社 が一般財団法人 に、文化振興財団 が公益財団法人 に移行した。(平 成23年4月1日) また、福祉公社 は、移行により本 市外郭団体の定 義から外れること となった。	見直し指針に基 づき、運用を行っ た。 新公益法人への 移行については、 清掃公社が公 益財団法人に、 シルバー人 材センターが公 益社団法人へ移 行した。(平成 24年4月1 日)			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1... 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2... 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D... プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの 概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
18	勤務評定制 度の見直し (人事課)	職員の意識 改革・積極行 動	<p>現行の勤務評定制 度は、平成11年 度に評価項目を細 分化するなどの大 幅な改正を行い現 在に至っている。 本プログラムで は、人事院勧告に おける「能力及び 実績に基づく人事 評価への転換」を ふまえながら、現 行の勤務評定制 度の評価基準に 能力や成果をより 多く取り入れ、新 たな人事評価制 度を構築していく とともに、その評 価結果を給与や昇 任などの処遇およ び人材育成へと活 用していくことよ り、「変化に対応で きる行政運営」の 実現を目指す。</p>	<p>新たな人事 評価制度の 構築</p>	<p>・現行制度の検 証 新たな人事評 価制度の検討、 構築</p>	<p>・現行制度の検 証 新たな人事評 価制度の検討、 構築</p>	<p>・現行制度の検 証 新たな人事評 価制度の検討、 構築</p>	<p>勤務評定制 度及び評 定結果の活用 方法について、 国、先進自治 体や同規模の 自治体に対し 、詳細な調査 、分析を実施 した。 この分析結果 を踏まえて、 次のとおり見 直すこととした。 ①目標管理型 行政運営に向 けて、勤務評 定制度に目標 管理を導入す る。平成25年 度に試行を行 い、平成26年 度から段階的 に導入する。 ②評定精度の さらなる向上 を図る。 ・現行の評 定期間は、勤 勉手当への評 定結果反映に 着目し5月・1 1月としている が、今後は会 計年度に合わ せ4月・10月 とし、評定の 困難さを解消 する。平成26 年度の導入を 目指す。 ・評定の根拠 となった職務 活動を明確に することで、 評定精度の向 上と被評定者 の納得性の向 上を図る。平 成25年度から 導入する。 ③総務部に 苦情処理委員 会を設置し、 評定に対する 不満・苦情に 組織として対 応する。平成 25年度から導 入する。 ④極めて良 好な成績の場 合は昇給幅を 拡大する等の 査定昇給を導 入し、職員の やる気を引き 出す。平成25 年度より段階 的に導入する。</p>	<p>新ア クシ ョ ン プ ラ ン 「 No. 24 昇 格 制 度 の 再 構 築 」 に お い て 現 ア ク シ ョ ン プ ラ ン の 内 容 を 包 括 し て 実 施 し 、 勤 務 評 定 制 度 の 活 用 に よ る 適 正 な 昇 格 制 度 の 構 築 を 目 指 す。</p>	<p>B1</p>
		<p>改革の視点</p>			<p>人的な視点 業務運営の 視点</p>	<p>取り組み内容</p>	<p>22年度につ いては国家公 務員における 新たな人事評 価制度の取 組みの状況 および先進事 例を持つ自治 体の実施状況 、人事評価制 度構築実績の ある企業など について調査 を行った。</p>			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1... 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2... 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2... 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2... 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D ... プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

2. 変化に対応できる行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
19	人材育成の 推進 (人事課人材 育成担当室)	職員の意識 改革・積極行 動	市川市では、地方 分権時代にふさわし い行財政運営を担う 職員を育成するた め、「市川市人材育 成基本方針」を策定 し、「職場で伸ばす」 「制度で伸ばす」「自 ら伸びる」という3つ を柱とした体制づくり と職場の意識改革 を進め、人事制度の 改正に合わせ新しい 研修体系の確立に 向けて検討を進め てきた。 本プログラムで は、これまでの経験 の蓄積を活かし、社 会環境の変化と組 織の現状をふまえ つつ、自らの役割を 認識し、積極的・意 欲的に行動できる職 員の育成を目指す とともに、組織が一 体となり、日々の仕 事を通じて人材育成 に取り組む体制づく りを推進する。	①研修計画 の見直しを 行い、それ に基づいた 人材育成を 推進する。 ②職場研修 (OJT)を強 化し、育 成的組織風 土づくりを 支援する。	①現状把握によ り研修計画見直 し	①・他市状況調 査等情報収集 ・新計画素案作 成	①引き続き、新計 画の素案作成を 進める	新計画の抜本的見直しについては、 地方分権時代に対応するため、法律・ 財務など専門知識を習得するための 専門研修を充実する方向で、現在取り 組んでいる。さらに今後も、人事制度 の改革に合わせて、引き続き課の既 定業務として取り組む。 育成的風土の醸成についてはOJT 推進員に対するアプローチだけでなく、 新たに休業制度の啓発と外部研修 機関への派遣研修の有用性周知など 多方面へのアプローチに取り組む。	研修計画の抜 本的見直しは、 所管課において 引き続き取り組 むこととし、新ア クションプランに は引き継がない。 (新アクションプ ラン「No.27 人材 育成の推進」で は、新たに休業 制度の啓発と派 遣研修の有用 性の周知などに 取り組む。)	B2
		改革の視点			①研修計画につ いては研修実施後の 調査で、研修効果・ 課題について検 証。しかし、人事制 度と関連付けた具 体的な研修計画の 見直しにまで至ら ず。 ②OJT計画書及び 報告書の様式変更 により、各部署の 具体的なOJT活動 を把握。	①他市人材育成基 本方針を調査し た。研修計画につ いては、研修実施 後の調査で、研修 効果・課題につ いては、具体的 な研修計画の 見直しにまで至ら ず。 ②所属長・職場研 修推進員との連携 については、新任 OJT推進員に職場 研修の方法につ いて、研修実施。連 携を強化。各職場 の現況把握につ いては、職場研修を、 人材育成担当室が 視察実施。	①新計画としては、 専門研修を充実す る方向で素案作成 の検討を進めた。 ②組織風土改善支 援については、a)休 業制度の啓発 b) 所属長を外部研修 機関に派遣するこ とを平成25年度から 実施するように取 組んだ。特にb)に ついては管理職か ら所属職員への波 及を目的としたも のである。 各職場の現況把握 については、職場 研修を、人材育成 担当室が視察実 施。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

3. 成果を重視した行政運営

※新アクションプラン＝行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価	
					22年度	23年度	24年度				
20	新たな行政 評価制度の 構築 (行財政改革 推進課)	経営資源活 用の選択と 集中	地方分権のさらなる進展、厳しい財政状況、高度化・多様化する市民ニーズなど、行政を取り巻く環境は、これまでも増して大きく変化してきている。 今後一層効率的で効果的な行政運営を進めていくためには、より厳正な施策の選択と資源の集中を行い、事務事業の計画的な展開を図る必要がある。 本プログラムでは、有効な手法の一つとして新たな行政評価制度を構築し、経営資源活用の選択と集中を図り、「成果を重視した行政運営」を実現するものである。	新たな行政 評価制度の 構築と運用	単年度目標	評価制度の構築	評価制度の構築	評価制度の構築	<p>・事業仕分けや事務事業の総点検など、さまざまな角度で事業の分析を行い、事務事業の統廃合等を行ってきたところである。</p> <p>・各論として、さまざまな活動を行ってきた反面、行政評価(事務事業評価)については、25年度に各課から帳票を集計する予定であり、24年度中には完了しなかった。</p>	<p>新アクションプラン「No.1 事務事業の分析・見直しの推進」に引き継ぎ、事業情報の可視化と共有化、分析等を通じた事業の統廃合等を進めていくこととしている。</p>	B1
		改革の視点	財政的な視点 業務運営の 視点		取り組み内容	<p>・平成22年10月23日、24日に「市政戦略会議」において、事業仕分けを実施した。この事業仕分けにおいて20事業25項目について概要説明書を作成し、外部評価を実施した。</p> <p>・新たな行政評価の対象を事務事業から、基本計画に沿った施策単位で評価することとした。</p>	<p>・事業単位の評価では、単純な事務費としての業務も多いため、評価単位を市川市総合計画第二次基本計画の小分類をベースとして、評価単位の調整を行った。また、財政状況等を踏まえた事業の再編等を行うための評価項目の調査研究を行った。</p>	<p>・厳しい財政状況を踏まえ、効率的な事業執行体制を構築するために、行財政改革推進課と財政課が事務事業の総点検を実施した。</p> <p>・事務事業の総点検では、全ての予算事業について企画部・財政部という2つの視点で必要性等を判断し、25年度予算に反映させたところである。</p>			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン「3年間の取り組み総括」調査表

3. 成果を重視した行政運営

※新アクションプラン＝行政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプランとのつながり	達成評価
					22年度	23年度	24年度			
21	窓口対応の向上 (人事課人材育成担当室)	窓口・施設の 利便性向上	全庁的に改善活動(ソフト面)に取り組むとともにそのための組織横断的な対策や支援を行い、市民目線での窓口の利便性や対応の向上を図る。	①初級管理職等を対象に、組織改善研修を実施、対応改善策を検討させ、改善行動の意識を強化 ②全庁的な改善活動の推進方法を検討	①各課の窓口対応向上に向け、強化月間に伴う意識調査を実施し、改善のための研修を継続的に実施 ②基本事項を徹底、全体レベルの底上げを図るための全庁的な方策を検討	①各職員の窓口対応意識向上を目指し継続的な啓発活動を実施 ②ブラインド・チェックの結果や分析を活用し、対応改善のための全庁的方策の策定を検討	当初、窓口対応向上の取り組みとしては、対象範囲を限定した研修によるアプローチを主としていた。 そして、次段階として、職員全体に対する意識調査を実施した。これは、職員自らが、対応を振り返るきっかけとし、対応改善へと繋げることを目的としたものであった。 次に、職員自らの自発性だけでなく、客観的評価を得ることで、窓口対応改善のきっかけとするために、ブラインド・チェックを実施した。その結果、窓口対応の向上の全体的方策として、挨拶の徹底について重点的に取り組むこととした。 さらに窓口対応における質の維持・向上を図る方策として、ブラインド・チェック・啓発活動・研修実施について、各所管の既定業務として取り組みを継続する。	窓口対応については、意識調査まで予定通り実施済みであることから、新アクションプランに引き継がず、各所管の既定事業として取り組みを続ける。	B2	
		①職場研修推進員を対象に職場研修推進員研修、職場研修として各課で窓口対応向上研修を実施。また、挨拶指導者養成講座に13名の職員が受講。 ②全庁的な改善活動として、「さわやか運動」を継続実施。			①意識調査について、全職員に実施。改善のための研修として、挨拶指導者養成講座に7名の職員が受講。 ②基本事項を徹底、全体レベルの底上げを図るための全庁的な方策を検討した。その結果、まず市川市の窓口対応の良い点、改善すべき点を客観的な視点で検討すべきと考え、次年度外部機関によるブラインド・チェックを導入することを決定した。	①窓口対応意識向上を目指し、メールを全庁へ配信。職場研修への拡がりを企図し、職場研修推進員を対象にした窓口対応向上研修を実施。 ②ブラインド・チェックにより、市民に対する適切な挨拶言葉が不足している旨指摘があった。挨拶は、真心溢れる市民対応を実現するための第一歩である。従ってまず挨拶を、窓口対応改善の全庁的方策として、重点的に、研修やさわやか運動において発信することとした。				【財政面への影響】 <事業費> ・(22年度) なし ・(23年度) 窓口対応支援研修費用 5課対象 250,000円 ・(24年度) ブラインド・チェックとフィードバック研修費用 10課対象 315,000円

「プログラム達成評価の凡例」

- A1・・・ 目標を達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- A2・・・ 目標を達成（今後は通常業務として取り組む）
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む）
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成（今後は通常業務として取り組む）
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない（今後は通常業務として取り組む）
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した

新行政改革大綱 第3次アクションプラン《3年間の取り組み総括》調査表

3. 成果を重視した行政運営

※新アクションプラン=行財政改革大綱第1次アクションプラン

通番号	プログラム名 (所管課名)	構成要素	プログラムの概要	計画期間 における目標	単年度目標と取り組み内容			3年間の取り組み総括	新アクションプラン とのつながり	達成 評価
					22年度	23年度	24年度			
22	使いやすい 庁舎づくり (管財課) (企画・広域 行政課 庁舎 整備推進担 当室)	窓口・施設の 利便性向上	①庁舎の狭隘化 等への対応 ・庁舎の分散化 が進み、耐震不 足、老朽化などの 課題もあることか ら、これらの課題 を解決し、業務の 効率化や市民 サービスの向上を 図るための方策を 検討する。	年次計画に 沿って実現 を目指し、庁 舎の利便性 の向上を図 る。	①第一段階とし て、庁舎の状況(老 朽化、狭隘化等)を 把握し、庁舎保全 台帳整備のための 基礎資料を作成。	①庁舎保全台帳整 備のための基礎資 料作成 ②庁舎保全台帳の 整備	①現庁舎の維持保 全 ②庁舎整備基本構 想の策定	①現庁舎の維持保全について ・今後も、庁舎整備との整合性を図り ながら、必要最低限の庁舎の適正管 理と維持保全に努める。 ②庁舎整備基本構想の策定について ・平成24年4月より「市川市庁舎整備基 金の設置、管理及び処分にに関する条 例」を施行し、平成24年度より基金の 積立てを開始した。 ・平成24年5月に「市川市庁舎整備基 本構想策定委員会」(条例附属機関) を設置し、25年2月に答申を受けた。 ・答申を尊重した中で基本構想を策定 し、設計に着手していく。 【財政面への影響】 ＜事業費＞ ①平成22年度決算:7,266,000円(市民 課及び委員会室改修 ②平成23年度決算:9,204,300円(基礎 調査、市民意向調査等委託料) ③平成24年度決算:1,125,186,048円 (見込み)(委員報酬、基本構想策定委 託料、基金等)	新庁舎建設計 画に移行するこ ととなり、これま での課題が解消 されるので、新 アクションプラン では「No.4 市民 の利便性を重視 した窓口の導 入」に変更して 取り組む。	B1
		改革の視点	②適正な庁舎管 理手法の確立 ・庁舎の適正管 理と計画的な維持 保全を行い、市民 サービスの向上を 図るため、庁舎の 長期保全計画を 策定する。 ③現本庁舎にお ける利便性の向上 を図る。		①庁舎保全台帳整 備のための基礎資 料を作成する予定 であったが着手で きなかった。 ②市民課にプライ バシーに配慮した 応接ブースの増 設、並びに委員会 室の改修を計画ど おりに行った。	①・②庁舎保全台 帳のための基礎資 料として、機械設 備等のリスト、保全 履歴の作成に着手 した。 【新庁舎整備関係】 ○新庁舎整備に関 する調査を実施 し、可能性のある4 案への絞込みを行 なうとともに、市民 アンケート(郵送、 広報、eモニター) を実施した。	①庁舎整備との整 合性を図りながら、 必要最低限の庁舎 の適正管理と維持 保全に努めた。 ②庁舎整備基本構 想策定委員会よ り、庁舎整備基本 構想に関する答申 がなされた。 ・基本構想案につ いて、パブリックコ メントを行う予定で ある。			

《プログラム達成評価の凡例》

- A1・・・ 目標を達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- A2・・・ 目標を達成 (今後は通常業務として取り組む)
- B1・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (更なる目標を設定し、引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- B2・・・ 目標を概ね(数値目標がある場合は80%以上)達成 (今後は通常業務として取り組む)
- C1・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない(引き続き新アクションプランにおいても取り組む)
- C2・・・ 設定した目標は、平成24年度時点では達成していない (今後は通常業務として取り組む)
- D・・・ プログラムの目標達成には至らず、事業自体を断念した